

証券コード 5033
(発送日) 2026年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区大名一丁目8番6号
株 式 会 社 ヌ ー ラ ボ
代表取締役 橋 本 正 徳

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://nulab.com/ja/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ヌーラボ」又は「コード」に当社証券コード「5033」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませうお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませうお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区大名2丁目6-50
福岡大名ガーデンシティ・タワー 4階
大名カンファレンス「Link Room 1」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後6時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

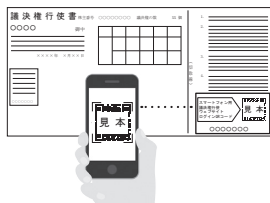
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、賃上げと価格転嫁の循環等により国内景気の緩やかな回復基調の継続がみられるものの、物価高による個人消費の鈍化や、人材不足による供給の制約、地政学リスクの長期化や、主要国の通商政策の動向に伴う世界経済の減速懸念など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが提供するサービス領域における事業環境においては、企業における多様な働き方が一般化し、多くの企業が遠隔コミュニケーションの円滑化、業務効率化や生産性向上を目的としたデジタルトランスフォーメーション(DX)が推進されております。また、働き方の多様化、DX化に伴い、組織内部からの情報流出等のリスクも着目され、企業における情報セキュリティ対策の重要性も高まっております。遠隔でのプロジェクト管理やコミュニケーションの強化、データ・ナレッジ共有やセキュリティ・ガバナンス等をサポートするサービスは、人口減少、少子高齢化に伴う人材不足が恒常化する中、経済社会活動を維持・発展させていくためにも、今後も高い需要が継続するものと想定しています。

このような環境下において、当社グループは「チームのコラボレーションを促進し、働くを楽しくするツールを提供する」という方針の下、プロジェクト管理ツール「Backlog」、オンライン作図ツール「Cacoo」、ビジネスチャットツール「Typetalk」、組織の情報セキュリティ・ガバナンスを高めるツール「Nulab Pass」を提供してまいりました。2025年6月にサービス開始から20周年を迎えた「Backlog」では、生成AIを活用した新機能「Backlog AI アシスタント」を2026年3月に正式リリースいたしました。この他、各プロダクトの機能面の拡充・改善など顧客体験の継続的な進化に、継続して取り組んでおります。なお、ビジネスチャットツール「Typetalk」については、近年の業績や事業環境等を総合的に勘案し、当社グループの経営資源の選択と集中を目的として、2025年12月1日をもってサービスを終了いたしました。また、連結子会社であるNulab USA, Inc.及びNulab Netherlands B.V.については、当社の経営資源の最適配分

及び財務体質の健全化を図る観点から、清算することを決定しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,393,663千円（前期比6.8%増）と増収を確保したものの、利益面については、中長期的な成長に向けた開発・投資の強化により、営業利益354,591千円（前期比44.6%減）、経常利益374,369千円（前期比41.7%減）、海外子会社の清算に伴う事業構造改善引当金の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は178,546千円（前期比67.7%減）となりました。

なお、当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、305,815千円であります。その主なものは、クラウドサービス提供等にかかるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に対する投資289,183千円であります。

③ 資金調達の状況

運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2023年 3 月期)	第 21 期 (2024年 3 月期)	第 22 期 (2025年 3 月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	2,706,183	3,662,842	4,112,318	4,393,663
経 常 利 益 (千円)	92,564	330,607	641,949	374,369
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	88,424	308,158	552,682	178,546
1株当たり当期純利益 (円)	13.98	47.73	85.25	27.67
総 資 産 (千円)	2,611,400	3,474,915	4,244,393	4,519,483
純 資 産 (千円)	958,630	1,330,923	1,908,259	1,978,532
1株当たり純資産額 (円)	148.62	205.37	294.30	310.76

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、
1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出して
おります。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Nulab USA, Inc.	千米ドル 673	100%	サービス開発及びマー ケティング
Nulab Netherlands B.V.	千ユーロ 24	100%	サービス開発及びマー ケティング

(注) 当社の連結子会社であるNulab USA, Inc.およびNulab Netherlands B.V.は、当
事業年度の取締役会において解散および清算を決議し、現在手続き中であります。
なお、現地の法令に従い、翌期以降に清算を結了する予定であります。

(4) 対処すべき課題

今後当社グループが対処すべき課題として、以下の点に取り組んでまいります。

① 既存サービスの強化による顧客満足度の向上と販売の拡大

当社グループが提供するBacklog、Cacoo、及びNulab Pass各製品について、顧客の声を製品・サービス開発や改善に継続的に取り入れるフィードバックループの強化への取り組みを継続するとともに、AIを活用した自動化・業務効率化に向けた製品機能拡充のための投資を加速させ、製品力の一層の強化により顧客満足度の向上に努めたいと考えております。今後も、LTV/CACとのバランスに留意しながら、継続して広報活動、広告宣伝活動及びユーザーコミュニティの活性化等を通じ、サービスの認知度向上に努めるとともに、創業来のリファラルでの成長を維持しつつ、更なる成長のために販売の拡大を進めてまいります。

② 優秀な人材の継続的な採用と育成

当社グループが中長期的に成長するにあたり、提供するサービスの付加価値を高め、新規顧客を獲得するとともに、サービスの解約率を低減することが重要であると考えております。優秀な技術者のほか、高額プランの効率的な受注のための販売体制の増強、事業拡大に伴う管理部門の強化に向けた人材の確保と育成が重要な経営課題であると考えており、従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と育成を進めてまいります。

③ 新規プロダクトの開発とM&Aの推進

当社グループでは、新規プロダクトの開発とM&Aに注力する成長戦略を掲げております。既存事業の柱であるBacklogに依存しない新たな成長モデルを確立するため、新規プロダクト創出のためのR&D強化を推し進めると共に、当社事業とのシナジーを検討した上で、業績の向上に繋がるようなM&Aを戦略的に実施してまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループが提供するサービスでは、顧客の機密情報を含む様々な情報が預託・保存されており、当該情報管理を継続的に強化し続けることが重要であると考えております。そこで外部の監査機関の監査を受け、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得する（JIS Q 27001:2014）といった対策を行っております。また、個人情報管理規程等に基づき管理を徹底するだけでなく、社内教育・社内研修の実施やシステムの整備等を継続して行っております。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させていくためには、効率的なオペレーション体制を基盤としつつ、内部管理体制を強化していくことが重要であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
クラウドサービス事業	Backlog等のクラウドサービスの開発・提供

(6) 主要な事業所等（2026年3月31日現在）

① 当社

本社	福岡県福岡市中央区
東京事務所	東京都港区
京都事務所	京都府京都市下京区

② 子会社

Nulab USA, Inc.	米国ニューヨーク州
Nulab Netherlands B. V.	オランダ国アムステルダム市

(注) 当社の連結子会社であるNulab USA, Inc. およびNulab Netherlands B. V. は、当事業年度の取締役会において解散および清算を決議し、現在手続き中でありませぬ。なお、現地の法令に従い、翌期以降に清算を結了する予定であります。

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
全社	207名	27名増

(注) 使用人数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
189名	27名増	38.5歳	4.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 23,760,388株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,484,101株 |
| ③ 株主数 | 2,666名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
橋本正徳	1,554,245株	24.45%
S H I N S U K E T A B A T A	1,497,900株	23.57%
Founder Foundry 1号投資事業 有限責任組合	321,428株	5.05%
株式会社アリオト	290,855株	4.57%
株式会社SBI証券	216,300株	3.40%
ヌーラボ従業員持株会	196,049株	3.08%
XTech 1号投資事業有限責任組合	178,571株	2.81%
イーストベンチャーズ2号投資事業 有限責任組合	165,000株	2.59%
INTERACTIVE BROKERS LLC	138,200株	2.17%
イーストベンチャーズ3号投資事業 有限責任組合	115,511株	1.81%

(注) 1. 当社は自己株式を129,680株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、下記のとおり取得いたしました。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (ア) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (イ) 取得した株式の総数 | 129,600株 |
| (ウ) 取得価額 | 99,928,700円 |
| (エ) 取得期間 | 2025年11月19日～2026年2月28日 |

(2) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	橋本正徳	—
取締役	田端辰輔	Nulab USA, Inc. Director Nulab Netherlands B.V. Director
取締役	小笹文	合同会社カラフル 代表社員 地主株式会社 社外取締役（監査等委員） 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役 日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授
常勤監査役	岡崎真吾	—
監査役	仁木勝雅	株式会社ディープコア 代表取締役 ソフトバンク株式会社 シニアアンバサダー メドメイン株式会社 社外取締役 Telexistence株式会社 社外監査役 株式会社New Innovations 社外取締役
監査役	井上宗寛	井上宗寛公認会計士事務所 所長 アイファー税理士法人 代表社員 メドメイン株式会社 社外監査役 株式会社CAST 社外監査役 ひむかAMファーマ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役小笹文氏は、社外取締役であります。
2. 取締役小笹文氏は、企業経営者として豊富な経験や実績があり、経営全般の幅広い見識を有しております。
3. 監査役岡崎真吾氏、仁木勝雅氏及び井上宗寛氏は、社外監査役であります。
4. 監査役井上宗寛氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役小笹文氏、監査役岡崎真吾氏、仁木勝雅氏及び井上宗寛氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の担当及び重要な兼職
馬場保幸	2025年6月27日	任期満了	取締役CTO室長 (重要な兼職) —
小島英揮	2026年3月3日	辞任	取締役 (重要な兼職) Still Day One合同会社 代表社員 株式会社primeNumber 社外取締役 一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 代表理事

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役橋本正徳氏、田端辰輔氏及び小笹文氏、並びに監査役岡崎真吾氏、仁木勝雅氏及び井上宗寛氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用と同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを内容とする補償契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、その他の管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等、保険契約上、免責事由とされている場合は填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。なお、監査役については、監査役会の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

1. 月額固定報酬等

取締役の報酬等として、月額固定報酬等を支給し、その額は当社の業績及び各取締役の役割等を総合的に評価の上決定することとしております。

2. 業績連動報酬等

取締役（社外取締役を除く。）に対しては、業績連動報酬等として各事業年度の連結売上高等の成長率等の業績指標を勘案した上で、毎事業年度一定の時期に、その目標値に対する達成度に応じて算出された額を支給することとしております。

3. 非金銭報酬等

取締役に対し、非金銭報酬等であるストックオプションとしての新株予約権（一定の期間の間に段階的に権利行使することができ、各取締役に交付する数は、当社の業績・経営環境などを考慮し取締役会の決議により決定）を支給するものとしております。

取締役の報酬等は、月額固定報酬等、業績連動報酬等及び非金銭報酬等であるストックオプションにより構成され、月額固定報酬等を基本としつつ、各報酬等を適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させる方針としております。なお、社外取締役に対しては、業績連動報酬等は支給しないこととしております。

(2) 指名報酬委員会

取締役の報酬は株主総会で承認された範囲内で、指名報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会において決定することとしております。各取締役の月額固定報酬と業績連動報酬の基準となる事業年度の業績等について指名報酬委員会で審議しております。指名報酬委員会がその評価の相当性や公正性を取締役会に答申し客観性と透明性を担保することとしております。なお、指名報酬委員会の委員長は代表取締役であり、構成員は、社外取締役1名及び社外監査役3名を含む5名で構成されております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	62,654千円 (5,580)	62,654千円 (5,580)	—	—	5名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	20,400千円 (20,400)	20,400千円 (20,400)	—	—	3名 (3)
合 計 (うち社外役員)	83,054千円 (25,980)	83,054千円 (25,980)	—	—	8名 (4)

- (注) 1. 取締役報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額ならびに対象となる役員の員数には、2025年6月27日に退任した取締役1名及び2026年3月3日に辞任した取締役1名分を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第22回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役年額20,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第22回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役小笹文氏は、合同会社カラフルの代表社員、地主株式会社の社外取締役（監査等委員）、福井コンピュータホールディングス株式会社の社外取締役、日本工業大学大学院技術経営研究科の准教授であります。これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。また、同氏は2025年11月に株式会社出前館の社外取締役を、2026年1月に一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会の理事をそれぞれ退任いたしました。これら各法人と当社との間に特別の関係はありません。
- 監査役岡崎真吾氏は、重要な兼職はありません。
- 監査役仁木勝雅氏は、株式会社ディープコアの代表取締役、ソフトバンク株式会社のシニアアンバサダー、メドメイン株式会社の社外取締役、Telexistence株式会社の社外監査役、株式会社New Innovationsの社外取締役であります。これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
- 監査役井上宗寛氏は、井上宗寛公認会計士事務所及びアイファー税理士法人に所属、メドメイン株式会社の社外監査役、株式会社CASTの社外監査役、ひむかAMファーマ株式会社の社外監査役であります。これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小 笹 文	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席しております。主に企業経営者として豊富な経験や実績があり、経営全般の幅広い見識から、取締役会において、当該視点から積極的に意見を述べており、ガバナンス強化の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 岡 崎 真 吾	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席しております。主に企業経営に関する専門的知識や経験から、取締役会において、法令遵守、統制等の点において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、特に内部統制システムの運用状況やコンプライアンスの遵守状況等について積極的な発言を行っております。
監査役 仁 木 勝 雅	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席しております。主に、情報通信業界での経験や、企業経営者として企業経営に関する知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、特にコーポレートガバナンスの合理性判断について積極的な発言を行っております。
監査役 井 上 宗 寛	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席しております。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、特に経理並びに内部監査の妥当性について積極的な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,771,876	流動負債	2,532,161
現金及び預金	2,975,985	買掛金	4,365
売掛金	184,347	未払金	186,892
前払費用	595,684	未払法人税等	59,085
その他	16,309	前受収益	1,874,235
貸倒引当金	△450	賞与引当金	97,504
固定資産	747,607	事業構造改善引当金	102,447
有形固定資産	37,414	その他	207,629
建物附属設備	8,282	固定負債	8,790
その他	29,132	その他	8,790
無形固定資産	461,352	負債合計	2,540,951
ソフトウェア	393,014	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	68,338	株主資本	1,918,435
投資その他の資産	248,840	資本金	100,000
繰延税金資産	181,353	資本剰余金	1,150,581
その他	67,487	利益剰余金	767,890
		自己株式	△100,036
		その他の包括利益累計額	56,265
		繰延ヘッジ損益	△632
		為替換算調整勘定	56,898
		新株予約権	3,831
		純資産合計	1,978,532
資産合計	4,519,483	負債純資産合計	4,519,483

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,393,663
売 上 原 価		1,150,667
売 上 総 利 益		3,242,995
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,888,403
営 業 利 益		354,591
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,948	
協 賛 金 収 入	1,920	
還 付 消 費 税 等	27	
為 替 差 益	12,077	
そ の 他	1,454	21,427
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	210	
株 式 交 付 費	547	
そ の 他	892	1,650
経 常 利 益		374,369
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,149	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	97,946	
減 損 損 失	11,604	111,699
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		262,669
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	123,813	
法 人 税 等 調 整 額	△39,691	84,122
当 期 純 利 益		178,546
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		178,546

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,362,959	流動負債	2,485,712
現金及び預金	2,568,555	買掛金	44,945
売掛金	184,347	リース債務	716
貯蔵品	779	未払金	176,616
前払費用	595,307	未払費用	135,647
その他	14,419	未払法人税等	57,937
貸倒引当金	△450	預り金	18,608
固定資産	845,905	前受収益	1,874,235
有形固定資産	32,037	賞与引当金	97,504
建物附属設備	8,282	資産除去債務	10,442
工具、器具及び備品	21,940	事業構造改善引当金	26,842
リース資産	1,815	その他	42,214
無形固定資産	461,352	固定負債	8,790
ソフトウェア	393,014	リース債務	1,314
ソフトウェア仮勘定	68,338	資産除去債務	7,475
投資その他の資産	352,514	負債合計	2,494,502
関係会社株式	75,609	(純資産の部)	
長期前払費用	353	株主資本	1,711,163
繰延税金資産	210,650	資本金	100,000
その他	65,901	資本剰余金	1,150,581
資産合計	4,208,864	資本準備金	619,290
		その他資本剰余金	531,290
		利益剰余金	560,618
		その他利益剰余金	560,618
		繰越利益剰余金	560,618
		自己株式	△100,036
		評価・換算差額等	△632
		繰延ヘッジ損益	△632
		新株予約権	3,831
		純資産合計	1,714,362
		負債純資産合計	4,208,864

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,393,663
売 上 原 価		1,148,557
売 上 総 利 益		3,245,106
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,927,645
営 業 利 益		317,460
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,948	
シ ス テ ム 利 用 料	1,200	
協 賛 金 収 入	1,920	
還 付 消 費 税 等	27	
為 替 差 益	10,145	
そ の 他	1,454	20,695
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	210	
株 式 交 付 費	547	
そ の 他	348	1,106
経 常 利 益		337,050
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,149	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	26,842	
減 損 損 失	11,604	40,596
税 引 前 当 期 純 利 益		296,453
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	112,844	
法 人 税 等 調 整 額	△42,993	69,850
当 期 純 利 益		226,602

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社ヌーラボ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 寄 健

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヌーラボの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヌーラボ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査

の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社ヌーラボ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 寄 健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヌーラボの2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えら

れる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社ヌーラボ 監査役会
常勤社外監査役 岡崎真吾 ㊟
社外監査役 仁木勝雅 ㊟
社外監査役 井上宗寛 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社のビジネスの拡張及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 （現行どおり）
1. ～ 5. （条文省略）	1. ～ 5. （現行どおり）
（新 設）	6. <u>情報処理サービス業</u>
（新 設）	7. <u>各種業務の代行及びアウトソーシング業務の受託</u>
（新 設）	8. <u>業務関連情報その他各種情報の収集、分析、処理及び提供</u>
（新 設）	9. <u>インターネットを利用した各種情報提供サービス及びマッチングプラットフォームの企画、開発、運営</u>
6. （条文省略）	10. （現行どおり）

第2号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役3名は全員、本總會終結の時をもって任期満了となります。また、取締役小島英揮氏は、2026年3月3日付で辞任により退任いたしました。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役4名のうち社外取締役は1名となります。本議案の内容については、過半数を社外役員で構成する任意の指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会の決議により決定しています。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数			
1	<table border="1"><tr><td>再任</td></tr><tr><td>はしもと まさのり 橋本 正徳</td></tr><tr><td>(1976年3月17日)</td></tr></table>	再任	はしもと まさのり 橋本 正徳	(1976年3月17日)	1998年4月 有限会社橋本建築 入社 2001年4月 メディアファイブ株式会社 入社 2004年3月 当社設立 代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 該当ありません。	1,554,245株
再任						
はしもと まさのり 橋本 正徳						
(1976年3月17日)						

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p>新任</p> <p>おがわ じゅん 小川 淳</p> <p>(1971年7月3日)</p>	<p>1995年4月 株式会社リクルート 入社</p> <p>2007年5月 グーグル株式会社(現Google合同会社) 入社</p> <p>2014年2月 KAIZEN Platform, Inc. (現株式会社Kaizen Platform) 入社 カンントリーマネージャー</p> <p>2016年4月 クックパッド株式会社 入社 CRO</p> <p>2018年7月 ピクシーダストテクノロジーズ株式会社 入社</p> <p>2023年8月 トヨクモ株式会社 入社 執行役員 経営企画室長</p> <p>2023年10月 九州工業大学 客員教授(現任)</p> <p>2024年3月 トヨクモ株式会社 取締役マーケティング本部長</p> <p>2025年9月 当社 入社 執行役員新規事業担当</p> <p>2026年2月 当社 執行役員C00(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 九州工業大学 客員教授</p>	-株
3	<p>新任</p> <p>なかしま せいいちろう 中島 成一朗</p> <p>(1989年1月21日)</p>	<p>2012年4月 株式会社IHI 入社</p> <p>2015年11月 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社(現合同会社デロイト トーマツ)入社</p> <p>2017年2月 住友電気工業株式会社 入社</p> <p>2018年2月 フリー株式会社 入社</p> <p>2022年10月 フリー株式会社 アドバイザー事業CPO</p> <p>2023年11月 株式会社カムム 入社 シニアプロダクトマネージャー</p> <p>2025年3月 当社 入社 執行役員CPO(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当ありません。</p>	-株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> おぎさ あや 小笹 文 (1977年1月28日)	1999年4月 株式会社リクルート 入社 2006年6月 グーグル株式会社 (現グーグル合同会社) 入社 2009年6月 株式会社ナインスラッシュワン 代表取締役社長 2011年3月 イベントレジスト株式会社 最高業務執行責任者 2012年1月 イベントレジスト株式会社 取締役最高業務執行責任者 2018年7月 合同会社カラフル 代表社員 (現任) 2021年3月 株式会社メタップス 社外取締役 (監査等委員) 2023年7月 株式会社メタップス 社外取締役 2024年2月 一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 理事 2024年2月 日本工業大学 非常勤講師 2024年3月 地主株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年6月 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) 2024年6月 当社 社外取締役 (現任) 2024年11月 株式会社出前館 社外取締役 2025年4月 日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授 (現任) (重要な兼職の状況) 合同会社カラフル 代表社員 地主株式会社 社外取締役 (監査等委員) 福井コンピュータホールディングス株式会社 社外取締役 日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授	-株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小笹文氏は、企業経営者として豊富な経験や実績があり、その幅広い見識を活かして当社の経営全般の監督と適切な提言ができる人物であり、社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。また、同氏が再任され就任した場合は、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定や報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小笹文氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 小笹文氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 4. 当社は、社外取締役候補者小笹文氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、取締役候補者橋本正徳氏及び小笹文氏との間で会社法第430条の2第1項に基づく補償契約を締結しており、両氏が取締役に再任された場合は当該契約を継続する予定であります。また取締役候補者小川淳氏及び中島成一朗氏が取締役に選任された場合は当該契約を締結する予定であります。当該契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2.(2)会社役員 の状況」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 7. 当社は、取締役候補者小笹文氏が再任された場合、引き続き、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025年6月27日開催の第22回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額14,520千円以内（うち社外取締役分は年額1,320千円以内）といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年26,900株以内（うち、社外取締役分は年2,500株以内）といたします。ただ

し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権を支給する場合の当該金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、割り当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由によらず退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式

がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるものいたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されております。また本議案は、譲渡制限付株式報酬制度の適正性を確保するため、任意の指名報酬委員会で検討・答申し、取締役会にて決議していることから、本議案に基づく報酬の支給は相当であると判断しております。

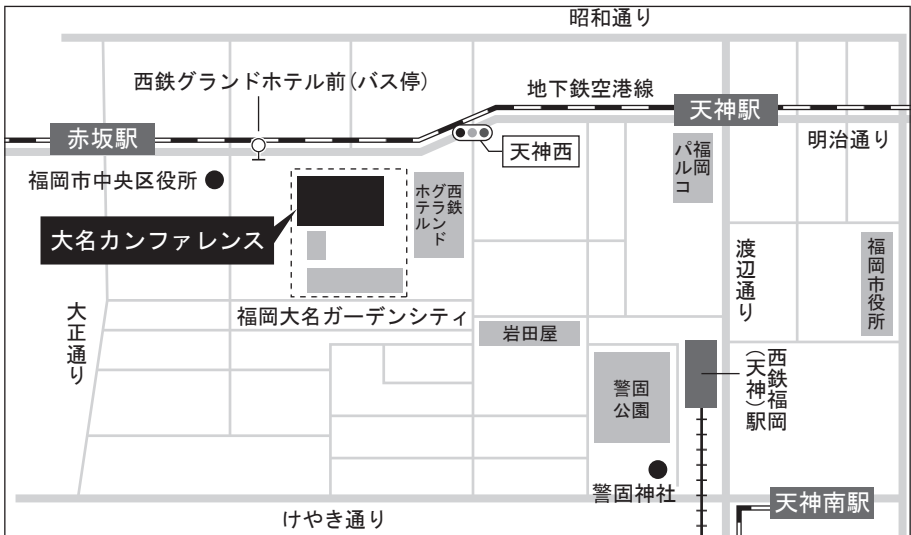
なお当社は、2021年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：福岡県福岡市中央区大名2丁目6-50
福岡大名ガーデンシティ・タワー 4階
大名カンファレンス「Link Room 1」

恐れ入りますが、一度3階カンファレンス入口までお越しいただき、4階にお上がりください。



◎交通のご案内

- 福岡市営地下鉄空港線「天神」駅 2番出口より 徒歩2分
- 西鉄バス「西鉄グランドホテル前」バス停より 徒歩1分

※ご参考：アクセス概要

<https://daimyo-conference.jp/access/>